

岩手県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

岩手県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

岩手県青少年問題協議会設置条例（昭和29年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、<u>会長及び委員35人以内</u>をもって組織し、委員は<u>次の各号に定める者のうちから知事が委嘱又は任命する。</u></p> <p>(1) <u>県議会議員 3人以内</u></p> <p>(2) <u>学識経験者 9人以内</u></p> <p>(3) <u>関係行政機関の職員 23人以内</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第3条 協議会に委員の互選による副会長1人を置く。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、<u>協議会を代表する。</u></p> <p>3 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員<u>20人以内</u>をもって組織し、委員は、<u>次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1) <u>学識経験者</u></p> <p>(2) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(会長)</p> <p>第3条 協議会に<u>会長を置き、委員の互選とする。</u></p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるとき、<u>又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。